

議会基本条例特別委員会（第8回）要点録

- 1 日 時 平成23年3月18日(金)13:29～
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…「正副議長選挙」について各会派の協議結果を報告されたい。
C委員…「透明性の確保」と「選挙の・・・一週間前に全員協議会を開催し」を追加。
B委員…同じ。「所信表明会から一週間前くらいの時間が必要。」
G委員…不要。
D委員…まだ会派での協議ができていない。ただ自治法に抵触しないように。
A委員…結論は出ていない。
H委員…結論は出ていない。
E委員…申し合わせ事項で定めるのがよい。
F委員…申し合わせ事項で定めるのがよい。
I委員…申し合わせ事項で定める。また、推薦人についての項目が要る。
委員長…今回、結論は保留としたい。次回までに会派で協議されたい。
B委員…条例でなく申し合わせとする理由は何か。
F委員…行革委員会で過去に結論が出せなかった。ここで決定できるか精査が必要。
委員長…調べたところ、議長選挙が入っている自治体は改革が活発である。それを踏
まえて会派で協議されたい。
「議長の権限と役割」について
事務局…大半の議会基本条例に、この項がないので省いた。
C委員…10条「議長及び副議長」にあれば、私の案12条1項は不要。
B委員…12条1項は残すのがよい。
G委員…不要。
D委員…不要。
H委員…不要。
E委員…不要。
F委員…不要。
I委員…不要。
A委員…不要。「議長及び副議長」の条にまとめては。
委員長…12条と10条を併せて整理したものを次回、提示する。
C委員…5章の内容と重複している部分があり入れ替えた。
委員長…重複は次回までに精査したい。入れ替えは最後にまとめてしたい。

「市民参加の促進」について。

C委員…「ために議会が保有する・・・」(CATV等の利用)を追加し具体的にした。

B委員…「情報公開の推進」に加えては。

G委員…事務局案がよい。「ために議会が保有する・・・」(CATV等の利用)は「情報公開の推進」の条に入れるのがよい。

A委員…同じ。

H委員…同じ。

D委員…5項の「休日又は・・・開催し、」を削除。またC委員案の1項は媒体を特定せず「メディアを有効に・・・」としてはどうか。

H委員…事務局案。

I委員…事務局案。

F委員…事務局案。また「情報公開」でなく「議会の見える化」の表現を提案したい。

委員長…資料2のP2「ために議会が保有する・・・」は「情報公開の推進」の条に入れる。また資料1のP5「休日又は・・・」は残すこととする。

「情報公開の推進」について。

C委員…「秘密会」の明確な定義が必要。

B委員…プライバシー以外は「秘密会」にしないことを定めるべき。

F委員…「秘密会」の表現は市民に分からないので、但し書きを入れるべき。

B委員…説明があったほうが誤解されない。

A委員…「秘密会」の記述を削除しては。

I委員…「秘密会」より柔らかい表現で残すのが良い。

F委員…同じ。

D委員…説明を付けるなどして、分かればよい。

H委員…削除。

E委員…削除。

G委員…削除。

C委員…「非公開」という表現で残す。

B委員…「非公開」という表現がよい。さらに説明も要る。

委員長…「非公開」の意見、削除の意見があるがどうか。

F委員…すでに自治基本条例(4条4項)に同様の「情報共有の原則」がある。

委員長…削除し、「非公開」については逐条解説に説明する。次回精査したものを提示したい。

「議会広報の充実」について。

C委員…3項の「ネット中継」は、技術的に可能なら入れたい。

委員長…「情報公開」へ入れる。録画放送のネット配信はできると理解している。

F委員…ライブ放送は、数十万単位でしている市もあると聞く。

委員長…事務局で撮影しないとできない。また、中継は中継車が要り経費かかる。

「議会報告会」について。

C委員…一番の目玉。まず全会派の同意が得られるかが重要。

B委員…同じ。

G委員…事務局案がよい。

A委員…同じ。

D委員…同じ。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…「議会報告会」がないと条例の意味がない。是非必要。

B委員…内容は進化していく。具体的なことはやっていく中で見直せばよい。

委員長…事務局案とする。また、詳細は運営要綱で具体的に定めることとする。

中間報告（案）について。今日までに、第2章「議会の活動原則」の9条まで
が終わっている。様々な議論があったが省略しコンパクトにまとめた。

B委員…議員同士の議論をすべき。

委員長…そのようにお願いはするが、全協の取り仕切りは議長にお任せする。

C委員…条文の確認がどこまで進んだかについて全議員が分かるような資料がいる。

委員長…次回からは、確認済みの条例案に確認した日を付けたものを配付する。